

# 定 款

(2022年8月10日)

**コーセル株式会社**

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社はコーセル株式会社と称し、英文では、COSEL CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子機器製造および販売。
2. 電気機械器具製造および販売。
3. 前記各号に附帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を富山市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

(自己の株式の取得)

第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 1. 当社は、株主名簿管理人を置く。  
2. 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第13条 当社は、毎年5月20日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎年5月20日の翌日より3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(招集地)

第15条 株主総会は、本店の所在地またはその隣接地において招集する。

(招集権者および議長)

第16条 1. 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。  
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第17条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  
2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 1. 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第19条 1. 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第20条 当会社の株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

## 第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

- 第21条 1. 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

- 第22条 1. 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第23条 1. 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第24条 1. 当会社の代表取締役は取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。
2. 当会社は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第25条 1. 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第26条 1. 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第27条 1. 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第28条 当社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規則)

- 第29条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

- 第30条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬は、それ以外の取締役の報酬等と区分して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役の責任免除)

- 第31条 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(常勤の監査等委員)

- 第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員である取締役の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第33条 1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 当社の監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 当社の監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第36条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第5章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第38条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第39条 1. 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年5月21日から翌年5月20日までとする。

(剰余金の期末配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年5月20日とする。  
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年11月20日とする。  
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間等)

第44条 1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。  
2. 未払の剰余金の期末配当および中間配当については利息をつけない。

## 【附則】

### （監査役の責任免除に関する経過措置）

- 第1条 1. 当社は、第53回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第53回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定期株主総会の決議による変更前の定款第42条2項の定めるところによる。

### （電子提供措置等に関する経過措置）

- 第2条 1. 第53期定時株主総会の決議による変更前の定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び本定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第53回定時株主総会の決議による変更前の定款16条はなお効力を有する。
3. 本条は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。